

**令和 7 年度（2025 年度） 第 1 回
阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討委員会**

次 第

日時：令和 7 年（2025 年）11 月 11 日（火）15：00

場所：熊本県防災センター 304 会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事・説明事項

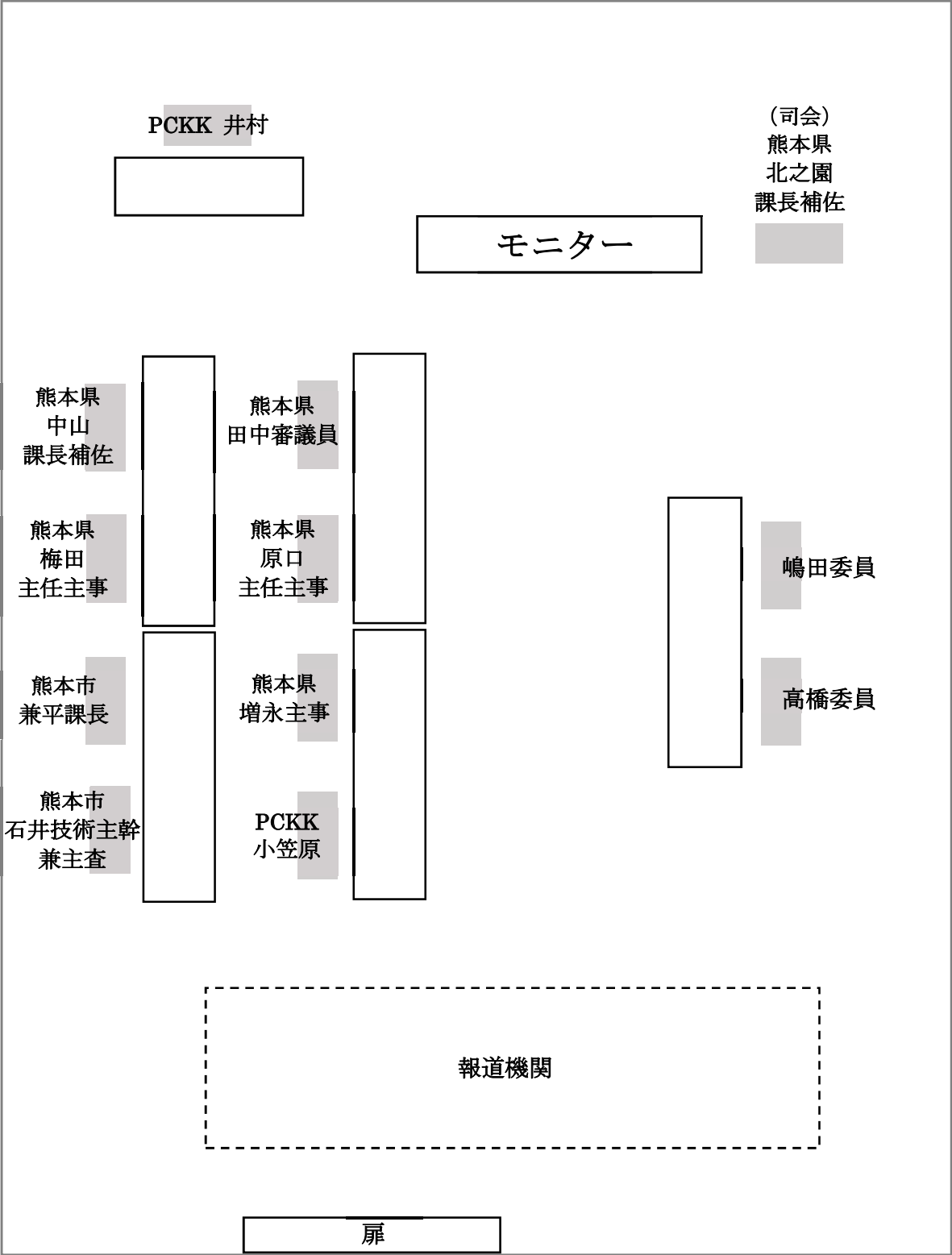
（1）委員会の公開について

（2）貢献度評価指標の検討について

- 貢献度評価指標検討委員会について
- 貢献度の考え方について
- 草原の水源涵養機能の評価について

4 閉 会

席 次 表



廊下

第1回 阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討委員会 出席者名簿

【委員】

氏 名	所属・役職	出欠
蔵治 光一郎	東京大学 大学院農学生命科学研究科 教授	欠席
嶋田 純	熊本大学 名誉教授	出席
高橋 佳孝	(一社) 全国草原再生ネットワーク 会長 (阿蘇草原再生協議会 会長)	出席
細野 高啓	熊本大学 大学院先端科学研究部 教授	出席

(五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

氏 名	所属・役職
兼平 進一	熊本市 環境局 環境推進部 水保全課長
石井 善太	熊本市 環境局 環境推進部 水保全課 水量保全班 技術主幹兼主査
田原 康博	株式会社地圏環境テクノロジー 代表取締役兼コンサルティング部部長
小林 嵩丸	株式会社地圏環境テクノロジー コンサルティング部
伊藤 優平	株式会社地圏環境テクノロジー コンサルティング部
吉田 堯史	株式会社地圏環境テクノロジー コンサルティング部
原 弘	株式会社地圏環境テクノロジー コンサルティング部

【事務局】

氏 名	所属・役職
田中 真一郎	熊本県 環境生活部 環境局 環境立県推進課 審議員
北之園 健憲	熊本県 環境生活部 環境局 環境立県推進課 地下水企画班 課長補佐
原口 靖史	熊本県 環境生活部 環境局 環境立県推進課 地下水企画班 主任主事
増永 妃佳璃	熊本県 環境生活部 環境局 環境立県推進課 地下水企画班 主事
中山 雄之	熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 課長補佐
梅田 大輔	熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 主任主事
小笠原 奨悟	パシフィックコンサルタンツ株式会社 環境共生部 自然資本マネジメント室 チーフコンサルタント
井村 彩恵子	パシフィックコンサルタンツ株式会社 環境共生部 自然資本マネジメント室 技師

阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討委員会（以下「委員会」という。）は、阿蘇地域の草原、水田及び森林（以下「グリーンインフラ」という。）の保全活動の支援に資するため、阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす水源涵養、生物多様性の保全、流域治水等（以下「水源涵養等」という。）の貢献度を評価する指標を整理することを目的とする。

（検討事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- （1） 阿蘇地域のグリーンインフラの種類ごとの水源涵養等の効果
- （2） 阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす水源涵養等の効果の他地域への影響
- （3） その他阿蘇地域のグリーンインフラの保全の推進に必要な事項

（構成及び運営）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち6名以内で組織する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） その他阿蘇地域のグリーンインフラの保全の推進に関係を有する者

2 委員の任期は、就任の日から当該就任の日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、議事について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、環境立県推進課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）10月14日から施行する。

令和7年度（2025年度）

第1回阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討委員会の公開について

熊本県環境立県推進課

1 審議会等の会議の公開に関する指針（関連部分抜粋）

第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- ア. 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- イ. 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第4 公開・非公開の決定

- ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

- イ. 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

2 審議会等の会議の公開に関する指針の運用と解釈（関連部分抜粋）

第3 公開の基準について

審議会等の会議は、情報公開条例第32条本文のとおり、原則公開とする。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべきであり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要があるため、情報公開条例では、開示しないことに合理的な利益がある情報を不開示情報として第7条各号で規定している。

審議会等の会議においても、その趣旨に沿って、情報の内容による公開・非公開の判断基準として情報公開条例第7条各号を準用し、アを規定する。

（略）

第4 公開・非公開の決定について

審議会等は、知事の附属機関及びこれに類するものであるが、その公正な運営を確保するため、一般的に、独立性をもった存在であるとされている。よって、その会議を公開するかどうかという会議運営上の問題は、当該審議会等の長が会議に諮り、指針の公開の基準に基づいて決定するものとする。

（略）

審議会等は会議の原則公開という基本方針に沿って、会議の内容に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて会議を公開するよう努めるものとする。

（略）

【情報公開条例解釈運用基準（抜粋）】

第7条第1号関係（法令秘等情報）

（法令秘等情報）

- （１） 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

【趣旨】

本号は、法令秘等情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

- 1 「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により…公にすることができないとされている情報」
 - （１） 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができる（地方自治法第14条第1項）ものとされている。したがって、既に法令の規定や実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報については、この条例においても不開示とするものである。
 - （２） また、他の条例の規定により公にしてはならないとされている情報は、この条例と他の条例との関係はいわゆる一般法と特別法との関係となるものであるため、当該他の条例が優先され、この条例によって開示することはできない。
 - （３） 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。
「条例」には規則は含まないが、法令又は条例の規定により不開示とすべき事項を規則に委任している場合は含むものである。
 - （４） 「法令等の規定により…公にすることができないとされている情報」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないとされている場合等をいう。
- 2 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報」
 - （１） 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国の機関からの関与（不開示の指示）であって、法律若しくはこれに基づく政令に根拠を有し、権限を有する者から文書により開示を禁止する旨の明確な指示があり、実施機関を法的に拘束するものをいう。したがって、口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば「公表については、慎重に取り扱うこととされたい。」等）は、これに該当しない。
例えば、地方自治法第245条第1号への規定による指示、第245条の7の規定による法定受託事務の処理に関する是正の指示、第245条の9第1項の

規定により都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として各大臣が定めたものなどがある。

(2) 「国の機関」については、次のようなものがある。

① 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関

内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる府及び省並びにその外局として置かれる委員会及び庁

② 法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条に規定する人事院

③ これらに置かれる機関

府、省、委員会、庁又は人事院にこれらの所掌事務を遂行するため又は分掌するために置かれる機関若しくは部局等

④ その他内閣、国会、裁判所なども含まれる。

(3) なお、本号に該当すると認められる行政文書は、第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的開示の適用除外とされている。

【運用】

1 本号前段に該当すると考えられる情報が記録されている行政文書の例としては、次のようなものが考えられる。

(1) 明文の規定で公にすることが禁止されているもの

- ・ 公判開廷前の訴訟に関する書類（刑事訴訟法第47条）

(2) 明文の規定で複製することが禁止されているもの（行政文書の写しを交付する場合）

- ・ 著作物の複製（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条）

著作物については、著作権法第21条で、著作者が複製する権利を専有するとされているため、写しの交付が制限されているが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号。以下「整備法」という。）による改正後の著作権法第42条の2（平成13年4月1日施行）により、公開するために必要と認められる限度において著作物を利用することができるとされているので、写しの交付が可能になる。

なお、未公表の著作物について著作権者が別段の意思表示をした場合は、閲覧及び写しの交付をすることができないこと（著作権法第18条第3項）に留意する必要がある。

(3) 他の目的使用が禁止されているもの

- ・ 統計調査票（統計法（平成19年法律第53号）第40条第1項）

(4) 個別法により守秘義務が課せられているもの

- ・ 収入額又は所得額、課税標準額、税額等の記載のある県税申告書、県税更正・

決定・決裁書（地方税法（昭和25年法律第226号）第22条）

- ・ 精神衛生鑑定書（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第53条）
- ・ 結核登録票（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の12）
- ・ 児童ケース記録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第61条）

(5) 調停等の手続の不開示が定められているもの

- ・ 建設工事紛争審査会の調停、仲裁記録（建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の22）
- ・ 公害審査会の調停、仲裁記録（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第37条、第42条）
- ・ 収用委員会の裁決の会議に係る記録（土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条）

2 法定受託事務も地方公共団体の事務であり、それらの事務に係る文書の管理も原則として地方公共団体の事務であり、基本的には自治事務であるとされていることから、この条例の対象となる。

ただし、法定受託事務については、情報の管理自体が法定受託事務と考えられるものや情報の管理が法定受託事務の処理と密接不可分の関係を有するものがあり、これらについては、地方自治法第245条の9第1項の規定による処理基準の中で各大臣がその取扱いを定めることが可能であるとされている。なお、処理基準の形式は、告示等に限定されていないので、通知として示される場合がある。

また、実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示について、地方自治法第249条は、是正の要求、指示その他これらに類する行為については、書面によることを求めている。したがって、権限ある者から書面で不開示とすることを求められている場合、書面の内容を具体的に検討して慎重に判断を行うものとする。

3 著作権法の公表権、複製権等との調整措置

情報公開条例に基づき著作物を開示する場合、未公表著作物であれば、著作者の公表権を害することとなり、また、複製物の交付等により開示する場合、複製権を害することとなる。そこで整備法による著作権法の改正により、これらの権利との適切な調整を図られることになった。

いずれの調整措置も、情報公開条例の規定に基づき実施機関が行政文書の開示を行う場合に限ってのものであるので、開示を受けた請求者が行政文書を利用するに当たっては、著作権法の規定に従った利用をしなければならないことに留意する必要がある。

調整措置の概要は、次のとおりである。

ア 公表権との調整（著作権法第18条第3項及び第4項新設）

著作者は、著作者人格権の一つとして、その著作物でまだ公表されていないもの（以下「未公表著作物」という。）を公衆に提供又は提示する権利を有してい

る（第18条第1項）。

情報公開条例では、何人も開示請求をすることができることから、開示請求された行政文書が未公表著作物である場合に、これを開示することは、「公衆への提供又は提示」に該当すると解される。このため、情報公開条例による開示について、次のとおり、調整措置を講じたものである。

- ① 未公表著作物の著作者が、当該著作物を地方公共団体に対し、別段の意思表示（情報公開条例に基づく開示に同意しない旨の意思表示）をせずに提供した場合には、情報公開条例に基づく開示に同意したものとみなすこととした（著作権法第18条第3項第2号）。この別段の意思表示は、未公表著作物を地方公共団体に提供する時だけでなく、開示決定の時まで行うことができる。

なお、同意したとみなされるのは、情報公開法施行後に地方公共団体に提供された未公表著作物に限られる（整備法附則第2条）。

- ② 情報公開条例に基づく次の場合の開示については、著作者の意思の如何を問わず、公表権の規定を適用しないこととした（著作権法第18条第4項第2号、第3号及び第4号）。

(a) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる場合の開示（条例第7条第2号ロ及び第3号ただし書前段）

(b) 公務員の職務の遂行に係る情報のうち職及び職務遂行の内容に係る部分の開示（条例第7条第2号ハ）

(c) 公益上特に必要があると認める場合の開示（条例第9条）

なお、未公表著作物が情報公開条例に基づき開示された場合には、開示後であっても著作権法上は未公表著作物として取り扱われる。

イ 氏名表示権との調整（著作権法第19条第4項新設）

著作者は、著作者人格権の一つとして、その著作物を公衆に提供又は提示する際に、当該著作物に実名、変名を表示するか、著作者名を表示しないこととするかを決定する権利を有している（著作権法第19条第1項）。

情報公開条例による開示は、この「公衆への提供又は提示」に該当するため、その際の氏名表示権との調整措置を、次のとおり、講じたものである。すなわち、情報公開条例の規定により著作物を開示する際、次の場合には、氏名表示権の規定を適用しないこととした。

(a) 当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従って著作者名を表示するとき（条例第8条第2項以外の規定により、著作者名を行政文書に付されているとおりに開示するとき）（著作権法第18条第4項第1号）。

(b) 情報公開条例の規定により部分開示を行う際に、当該著作者名の表示を省略するとき（条例第8条第2項の規定により部分開示を行う際に、当該著作者名の表示を省略するとき）（同項第2号）。

第7条第2号関係（個人に関する情報）

（一部改正：平成14年熊本県条例第10号）

（一部改正：平成15年熊本県条例第7号）

（一部改正：平成18年熊本県条例第18号）

（一部改正：平成26年熊本県条例第70号）

（一部改正：平成29年熊本県条例第43号）

（個人に関する情報）

（2） **個人に関する情報**（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、**公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの**。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

1 本号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益は、最大限に保護する必要があること、個人の権利利益の中心となるプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、プライバシーに係る情報をすべ

て類型化することが困難であることから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報（本号柱書前段。以下「個人識別情報」という。）が記録されている行政文書については、原則として不開示とすることを定める（いわゆる「個人識別型」の採用。）とともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報（本号柱書後段。以下「権利利益侵害情報」という。）が記録されている行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

その一方で、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の不開示情報として取り扱うことから除かれるべき情報が記録されている行政文書については、この条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、例外的に開示することとしたものである。

1 特定の個人を識別することができる情報（本文）

(1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、次のような情報など、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、**個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。**

- ① 思想、信条、信教等個人の内心に関する情報
- ② 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
- ③ 家族関係、生活記録等個人の家庭の状況に関する情報
- ④ 職業、資格、犯罪歴、学歴、成績、所属団体等個人の経歴又は社会的活動に関する情報
- ⑤ 収入、所得、資産等個人の財産の状況に関する情報
- ⑥ その他特定の個人に関連する情報

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人識別性の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報を本号ウにおいて除外している。

「個人」には、開示請求者本人をはじめとする生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適當だからである。

(2) 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報の意味する範囲に含まれるが、第3号の法人等の事業活動に関する情報とその性質が同様と考えられるため、第3号で開示・不開示の判断をすることとして、本号の対象からは除外している。

- (3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができる」とはいえないことから、本号には該当しない。

- (4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

- ① 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合し、組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

- ② また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

- (5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関が保有する個人に関する情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は

基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、**個人の未発表の研究論文、研究計画、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば人格的・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人に関する情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、保護する必要性がある場合について、補充的に不開示情報として規定したものである。**

2 「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書ア）

個人識別情報又は権利利益侵害情報であっても、一般に公にされている情報については、これを公にしても社会通念上個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがないと認められるか、あるいは場合により個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

(1) 「法令等の規定により」

「法令等の規定」は、第1号にいう「法令等」と同義であるが、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。例えば、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報を公にすることを定める商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条、不動産の権利関係に関する情報を公にすることを定める不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条をいう。閲覧等に当たって有料であると無料であるとを問わない。

開示を求める者又は開示を求める理由によっては開示を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。例えば、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第1項に対する同条第3項、住民基本台帳法第11条の2第1項に対する同条第4項のように、法令等に何人でもと規定されていても、請求目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨でないときは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しないことになる。

(2) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。例えば、表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているもの等を指す。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には該当しない。

(3) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実

貢献度評価指標の検討について

- (1) 貢献度評価指標検討委員会について
- (2) 貢献度の考え方について

(1)貢献度評価指標検討委員会について

九州の水を育む阿蘇の守り手基金

【阿蘇のグリーンインフラを維持保全するための新たな基金の設置】

・阿蘇地域の草原等が水源涵養に果たす役割に着目し、企業や自治体、住民等の流域の受益者が阿蘇の草原等を維持する活動を支援するため、(公財)阿蘇グリーンストックと県が連携し、新たに「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」を設置、令和7年8月1日から寄附(草原)の受入れを開始。【R7年 目標額3,000万円】 ※R8年度からは支援対象に水田・森林も拡充予定

新たな基金が始まりました

九州の水がめと呼ばれる阿蘇、水をもたらす阿蘇の自然を共に守りませんか？

応援してください！
阿蘇の草原を守り地下水を育む活動

九州の水を育む 阿蘇の守り手基金

日本一の面積を誇る阿蘇の草原は、千年以上の間、放牧や野焼きなど地元の人々の生業により維持されてきました。しかし、維持活動の担い手不足が進み、約30年後には半分以上が減少すると予測されています。

阿蘇の草原を守ることは九州の水を守ることです

阿蘇は九州の水がめと呼ばれ、白川を初めとした6つの一級河川の水循環を支えています。

6つの一級河川

- 白川・菊池川・綾川(熊本県)
- 筑後川(熊本県・大分県・福岡県・佐賀県)
- 大野川(熊本県・大分県)
- 五ヶ瀬川(熊本県・宮崎県)

詳細は裏面をご覧ください

お寄せいただいた寄附金の使い道

寄附
寄附金は草原維持活動の費用に充てられます。
阿蘇を支援したい！
寄附額に応じた貢献度を証明します。

貢献証書
草原保全面積や水涵養量の貢献度を証明
公益財団法人への寄附による税制優遇

寄附することによって...

水源涵養への貢献度
草原維持＝地下水涵養
維持できる草原の面積
水涵養量

数値化

寄附の流れ

阿蘇の年間降水量は、全国平均の2倍。阿蘇の草原に降った雨は、途中に貯えられて豊富な地下水となり、ゆっくりと河川に流れ出されます。草原が育んだ地下水は6つの一級河川となって福岡人口約500万人の水を支えています。

寄附金の申請書の提出
寄附金の承認済み
貢献証書の発行

申請書を提出し、承認された寄附金の使用が完了します。

このように方々からの支援を想定しています

- 6つの一級河川の流域にある企業
- SDGs意識の高い企業等
- 白川の恩恵を受ける自治体
- 阿蘇を応援したい個人 など

【お問い合わせ先】

【貢献度の証明について】
熊本県環境生活部環境局
環境立地推進課
(TEL: 096-323-2272)
〒862-8570 熊本県熊本市中央区赤松4-18-1

【いただいた寄附金の用途について】
熊本県企業振興部地域振興・世界遺産推進局
阿蘇草原再生・世界遺産推進課
(TEL: 096-333-2153)

【寄附の手続きについて】
公益財団法人 阿蘇グリーンストック
(TEL: 0967-52-3500)
〒860-2207 熊本県阿蘇市小倉556-1
阿蘇グリーンストックセンター内

熊本県
ウェブサイト



<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/49/241676.html>

阿蘇グリーンストック
ウェブサイト



<https://www.asogreenstock.com/sougensaisei/blog/>「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」始動/

熊本県 環境生活部 環境立地推進課 / 企画振興部 阿蘇草原再生・世界遺産推進課

九州の水を育む阿蘇の守り手基金

【寄付額に応じた貢献度の証明】

- ・阿蘇地域は九州の水がめと呼ばれ、白川を初めとした6つの一級河川の水循環を支えている。
- ・本基金の寄附金は草原等の維持活動の費用に充てられ、**寄附によって維持できる草原の面積等から貢献度(水源涵養量)を数値化**し、貢献証書として交付。【R8年6月 寄附者への貢献証書を交付予定】



本基金による支援の対象地域(熊本県阿蘇地域)



阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討委員会

- ・阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討委員会は、阿蘇地域の草原、水田及び森林(グリーンインフラ)の保全活動の支援に資するため、阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす水源涵養、生物多様性の保全、流域治水等の貢献度を評価する指標を整理することを目的とする。
- ・令和7年度は4名の委員で構成し、3回の委員会の開催を予定する。
- ・令和8年6月の貢献証書の交付に向けて、主に草原の水源涵養機能の評価指標についての検討を行う。

■貢献度評価指標検討委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
蔵治 光一郎	東京大学 大学院農学生命科学研究科 教授
嶋田 純	熊本大学 名誉教授
高橋 佳孝	(一社)全国草原再生ネットワーク 会長 (阿蘇草原再生協議会 会長)
細野 高啓	熊本大学 大学院先端科学研究部 教授

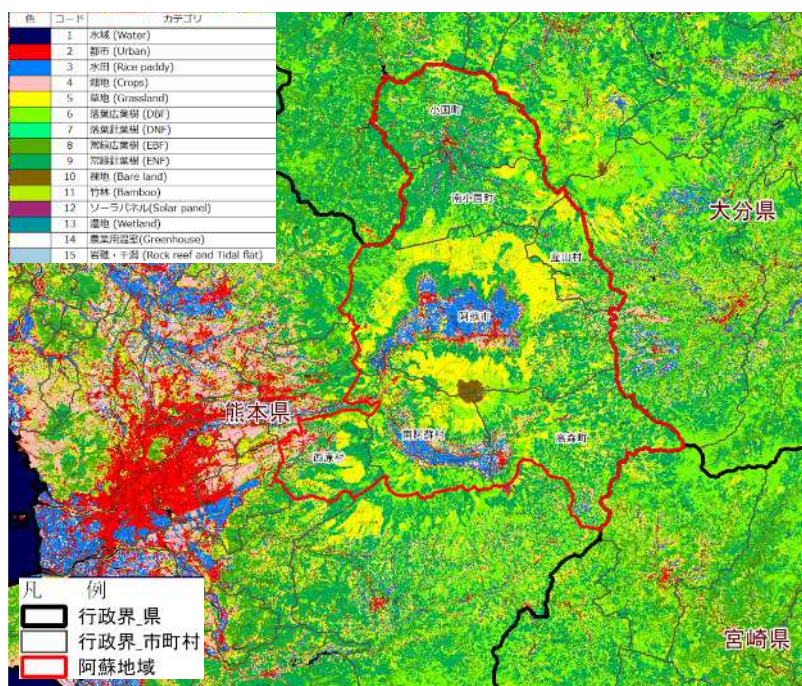
■貢献度評価指標検討委員会 スケジュール

	時期	主な内容(案)
第1回	令和7年11月11日(火)	草原の水源涵養機能の評価指標(検討の方向性)
第2回	令和7年12月頃	草原の水源涵養機能の評価指標(素案)
第3回	令和8年2月頃	草原の水源涵養機能の評価指標(案)

(2)貢献度の考え方について

阿蘇地域のグリーンインフラ

- ・本基金は、阿蘇地域のグリーンインフラ(草原、水田及び森林)を維持する活動を支援することを目的にしている。
- ・阿蘇地域のグリーンインフラは水源涵養をはじめ、生物多様性の保全、雨水の流出抑制等の様々な効果をもたらす。その中でも、当面は「草原の維持による水源涵養」に着目した検討を行う。



出典: JAXA高解像度土地利用土地被覆図を用いて作成

阿蘇地域の土地利用



草原

出典: 阿蘇草原再生プロジェクトウェブサイト



水田

出典: 公益財団法人 肥後の水とみどりの愛護基金ウェブサイト



森林

出典: 高森町観光推進機構ウェブサイト

草原の維持活動

- ・草原は野焼きや採草などの活動によって維持されているが、放棄地面積が年々拡大する厳しい状況にある。
- ・草原の維持活動を存続させるために、資金的・人的支援が求められている。

草原維持のための作業

野焼き



輪地切り



恒久防火帯の整備



草原の利用

採草



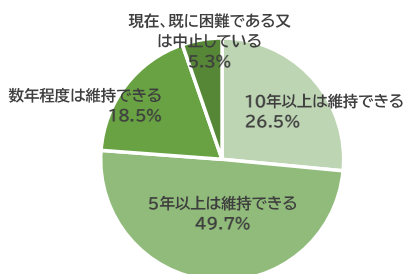
放牧



出典：阿蘇グリーンストックウェブサイト

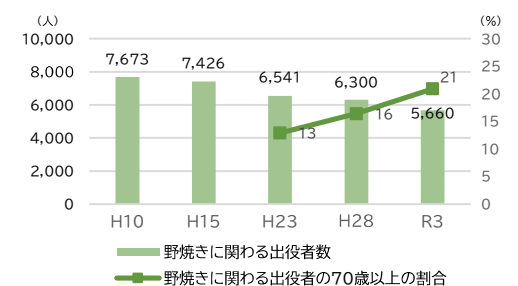
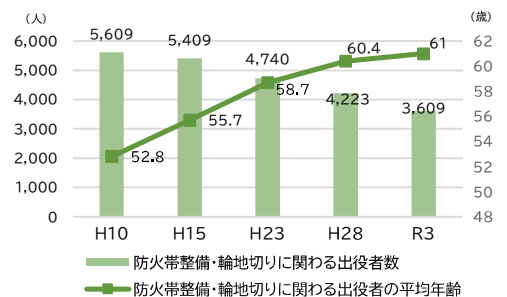
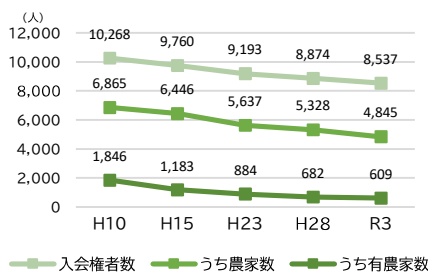
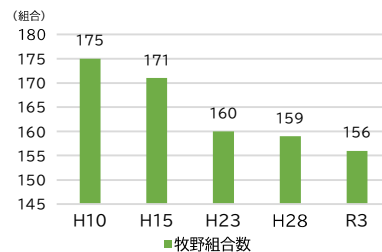
草原の維持に向けた課題

【輪地切り及び野焼きの継続の見通し】



防火帯整備への助成や延焼防止のための装備の充実等が求められている

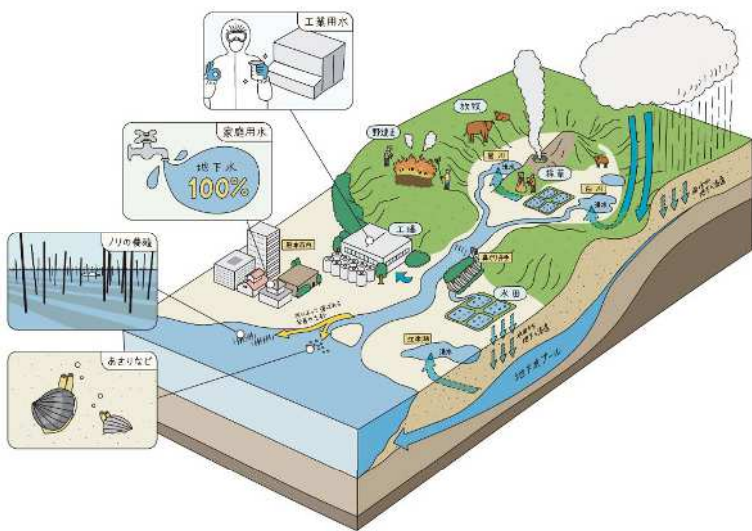
【担い手の減少、高齢化】



※「令和3年度熊本県阿蘇草原維持再生基礎調査」を基に作成

熊本県・阿蘇地域における地下水の流れ

- ・阿蘇山の火砕流堆積物は水が浸透し易く、カルデラの中で涵養された量の殆どは一旦浸透して、それがカルデラ内に湧出する構造となっており、これが白川の基底流量(降雨に起因しない通常の流量)を形成する。
- ・また、阿蘇地域の地下水の一部が熊本地域の地下水へ直接流入している。
- ・白川中流域や周辺の台地部では、非かんがい期にも水田を湛水させる等により、地下水涵養の取組を進めている。



白川流域の水と暮らしを支える阿蘇

【地下水量】

- ・熊本地域の地下水量は、琵琶湖の貯水量をはるかに上回る莫大な量との研究がある。
- ・一方、生活用水のほぼ100%を地下水で賄い、産業用水にも活用（合計：約1億6千万t）されている。
- ・そのため、持続的に使うために、現状のバランスを保つ仕組み作りが必要である。

【熊本県の地下水が豊富な要因】

①地質的要因

阿蘇山の火砕流堆積物が100メートル以上も厚く降り積もった熊本の大地の地層は水が浸透しやすく、熊本地域に降った雨や農業用水が地下に浸透し地下水になりやすい。そして、地下の水を通しにくい地層や岩盤の上に広がる火砕流堆積物や隙間（亀裂や穴）が多い溶岩層等に豊富で良質な水が蓄えられている。



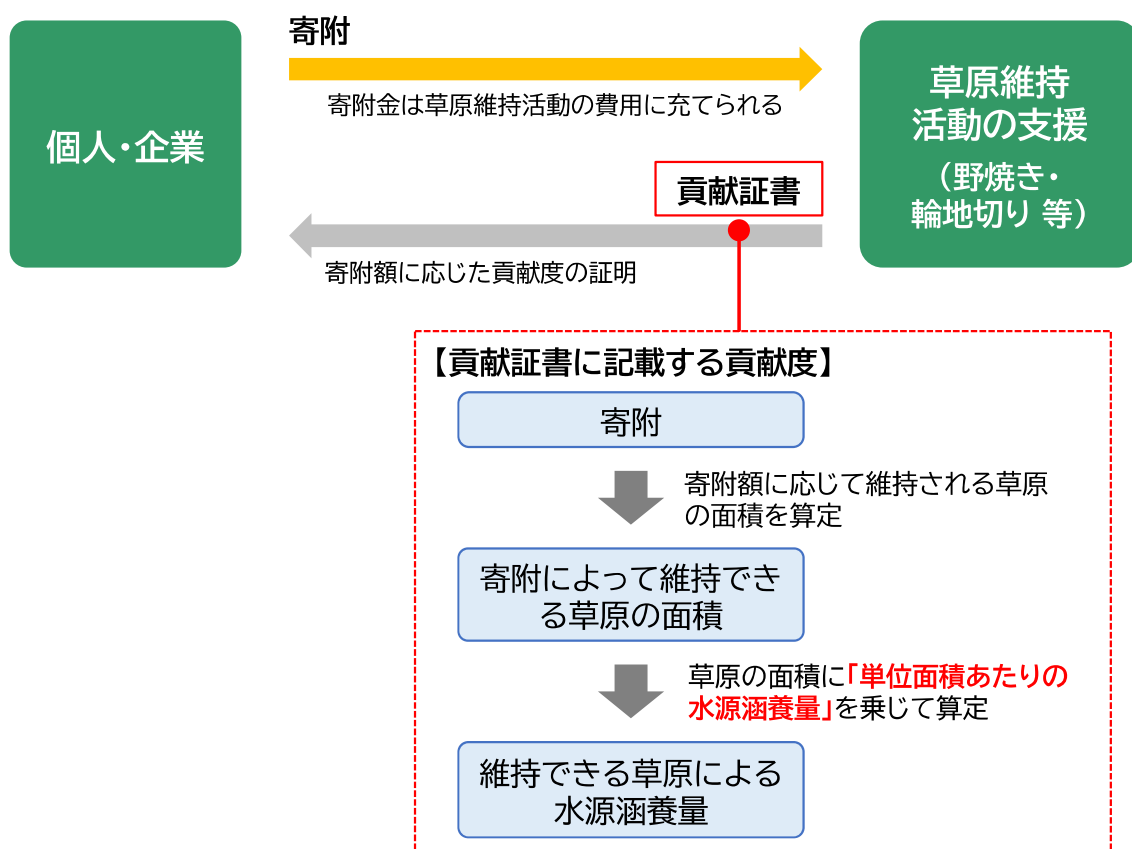
②歷史的要因

約400年前、加藤清正公が堰と用水路を築き開墾された
白川中流域の水田は通常の5倍～10倍も水が浸透するため、
大量の水が地下に浸透し、ますます地下水が豊富になった。



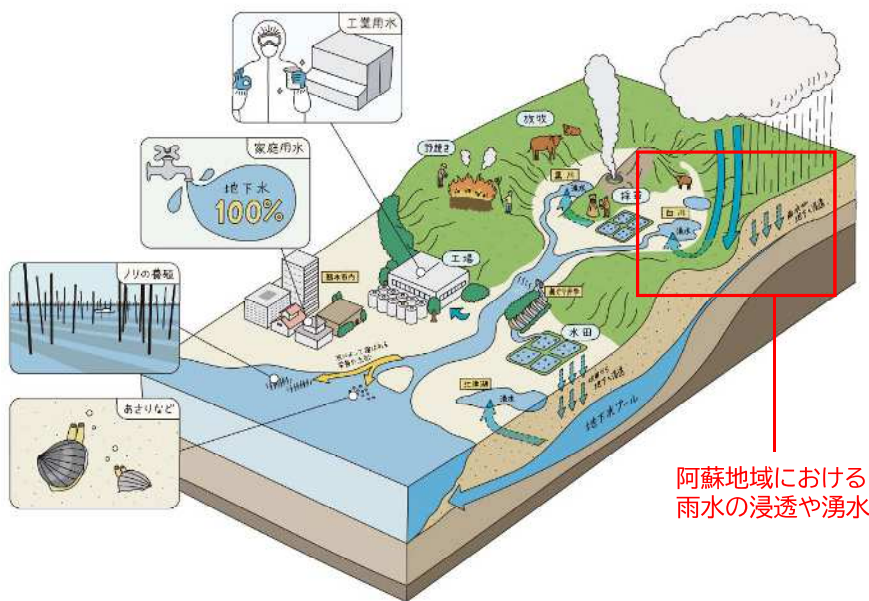
草原維持活動による貢献度の考え方

- ・貢献証書に記載する寄附額に応じた貢献度としては、「寄附によって維持できる草原の面積」と「維持できる草原による水源涵養量」が想定される。
- ・「維持できる草原による水源涵養量」の算定にあたっては、「草原の単位面積あたりの水源涵養量」の設定が必要となるため、本委員会にて検討を行う。



草原維持活動による貢献度の考え方

- ・熊本地域・阿蘇地域の地下水や白川等の流量を維持するためには、阿蘇地域における雨水の浸透や豊富な湧水を保全することが重要である。
- ・そのため、阿蘇地域の草原等の維持による貢献度(水源涵養量)を評価する指標としては、降水量のうち、地下へ浸透する雨水の量を基本とすることが妥当であると考えられる。 ※ただし、名称や定義については本委員会において検討が必要



阿蘇地域における
雨水の浸透や湧水



出典: 熊本県公式観光サイト

阿蘇地域の湧水